

## ■保険料のお支払い方法

保険料のお支払方法は、  
「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

- 「口座振替」を希望される方は、町民課生活環境グループへお申し出ください。

【お申し出の際に必要なもの】～ご本人の保険証、預金通帳とお届け印～

- 「年金からのお支払い」の場合は、手続きの必要はありません。  
ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」によりお支払いいただきます。

- ◆年金額が18万円未満の方（介護保険料が年金から引かれていない方）
- ◆介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

なお、この制度に加入してからおよそ半年間は、「年金からのお支払い」ができません。  
「納入通知書」や「口座振替」でお支払いください。

※保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

## ■保険料の減免

- 保険料のお支払いが困難な場合は、町民課生活環境グループへご相談ください。  
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

## 東日本大震災に被災された後期高齢者医療保険の被保険者の皆様へ

東日本大震災に被災された被保険者につきましては、下記のとおり対応しております。

### ◆ 保険証について

現在、保険証を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険証をお持ちでない場合、氏名・生年月日・住所を医療機関にお申し出いただくことで受診できる取扱いとなっていますが、平成23年7月1日からは、通常どおり、保険証の提示が必要になります。保険証の再交付を希望される方は町民課生活環境グループにお問い合わせください。

### ◆ 保険料や医療機関へのお支払いが困難な方について

住宅、家財またはその他の財産について著しい損害を受けたことにより、保険料や医療機関へのお支払い（一部負担金）が困難となった方については、申請により、減額、免除または徴収猶予が受けられる場合があります。また、年金から保険料をお支払いすることが困難な場合については、「口座振替」や「納入通知書」によるお支払いに変更することもできます。

## お問い合わせ先

### 北海道後期高齢者医療広域連合

住 所 〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階  
電 話 011-290-5601

### 町民課生活環境グループ

電話 5-1115